

## 地方行政サービス改革の取組状況等(平成29年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
124630	千葉県	鋸南町	町村Ⅱ-2

(1)民間委託		【参考】	
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
		82.5%	99.6%
		73.0%	98.1%
		1.6%	90.3%
		9.5%	92.9%
		52.4%	88.2%
		68.3%	97.9%
		69.8%	96.5%
		36.5%	65.9%
		38.1%	90.7%
		17.5%	34.3%
		85.7%	99.4%
		71.4%	96.4%
		68.3%	98.7%
		74.6%	99.9%
		92.1%	99.5%
		79.4%	97.4%
		68.3%	95.8%

※平成29年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(2)指定管理者制度等の導入		【参考】					
公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
1	0	0.0%	地域住民の意向が強く反映できる運営を望んでいるため、導入が進んでいない。	1	複合施設の一部であり、社会体育行政の拠点となっているため。	19.3%	38.6%
1	0	0.0%	地域住民の意向が強く反映できる運営を望んでいるため、導入が進んでいない。	1	複合施設の一部であり、社会体育行政の拠点となっているため。	25.3%	46.7%
1	0	0.0%	地域住民の意向が強く反映できる運営を望んでいるため、導入が進んでいない。	1	複合施設の一部であり、社会体育行政の拠点となっているため。	19.3%	48.5%
5	0	0.0%	限定的な開設であり、指定管理をすることが難しいため。	0		9.1%	12.6%
0	0			0		96.8%	88.2%
0	0			0		47.4%	75.6%
0	0			0		57.1%	58.0%
0	0			0		87.5%	74.3%
0	0			0		66.7%	64.9%
0	0			0		100.0%	50.0%
0	0			0		26.7%	41.6%
1	0	0.0%	施設の老朽化により、施設利用の方向性【利用又は廃止】が決まっていないため。	0		0.0%	13.3%
0	0			0		13.5%	38.5%
0	0			0		20.0%	21.7%
0	0			0		4.8%	17.4%
1	0	0.0%	地域住民の意向が強く反映できる運営を望んでいるため、導入が進んでいない。	1	特別展開のための企画等を行うこと、及び文化行政を担う職員を配置しているため。	28.9%	27.8%
1	0	0.0%	現在、公民館に教育課が入っており、運営で運営を行っているため、導入は難しい。	1	現在、公民館に教育課が入っており、直営で運営を行っているため、導入は難しい。	32.6%	21.8%
0	0			0		18.2%	51.9%
0	0			0		50.0%	46.6%
0	0			0		0.0%	74.7%
0	0			0		33.3%	50.6%
1	0	0.0%	地域住民の意向が強く反映できる運営を望んでいるため、導入が進んでいない。	1	地域の連絡所としての機能を有するため。	37.7%	53.4%
2	0	0.0%	地域住民の意向が強く反映できる運営を望んでいるため、導入が進んでいない。	2	子育て支援強化の観点から職員を配置している。	12.8%	22.6%

(3)窓口業務		【参考】	
設置状況	設置予定無し	委託状況	委託予定無し

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況	業務改革効果

(4)庶務業務の集約化		【参考】	
実施状況	委託状況	対象業務	類似団体
実施予定無し	委託予定無し	給与 旅費 福利厚生 財務会計	実施率 委託率
			15.9% 0.0%
			23.5% 2.6%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。  
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況	業務改革効果

(5)自治体情報システムのクラウド化		【参考】	
実施済み	実施予定	実施率(類似団体)	単独クラウド
○		38.1%	30.2%
		20.7%	34.3%

実施しない理由

(6)公共施設等総合管理計画		【参考】	
策定済み	策定予定	策定割合	策定割合
○		100.0%	95.0%

(7)地方公会計の整備		【参考】	
作成済み	作成予定	作成割合	作成割合
○		9.5%	15.0%

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。